玄光社 話題書のご案内

Q＆Aでわかる！ イラストレーターのビジネス知識

大好評につき
6月1日
重版出来!!

知らないとソンをする! イラスト仕事の知識と情報

イラストレーターが直面する著作権の問題は、自身の著作権を侵害されるケースばかりでなく、他者の権利を侵害しているケースが実は少なくありません。そこでイラストレーターの日常的な仕事や活動に根ざした質問を設定、簡潔で短い回答とともに、弁護士による補足解説を加えて構成しました。

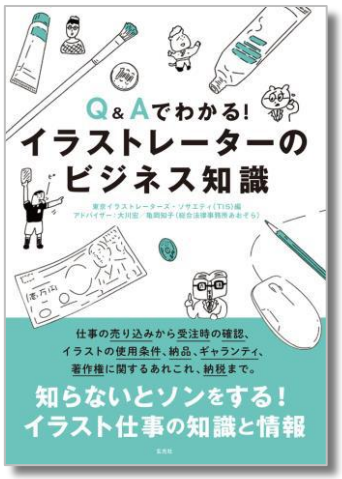

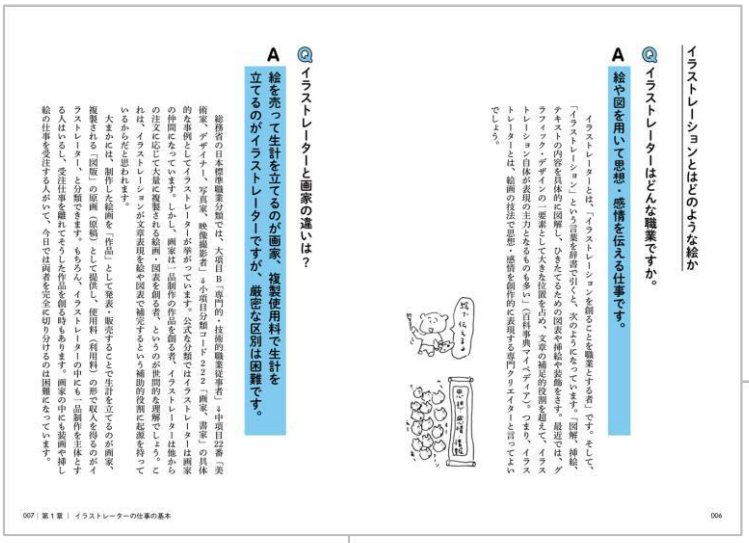

イラストレーションとはどのような絵か

Q イラストレーターはどんな職業ですか。

A 絵や図を用いて思想・感情を伝える仕事です。

イラストレーターとは、「イラストレーションを創ることを職業とする者」です。そして、「イラストレーション」という言葉を辞書で引くと、次のようになっています。「図解、挿絵、テキストの内容を具体的に図解し、ひきたてるための図表や挿絵や装飾をさす。最近では、グラフィック・デザインの一要素として大きな位置を占め、文章の補足的役割を超えて、イラストレーション自体が表現の主力となるものも多い」(百科事典マイペディア)。つまり、イラストレーターとは、絵画の技法で思想・感情を創作的に表現する専門クリエイターと言ってよいでしょう。

Q イラストレーターと画家の違いは？

A 絵を売って生計を立てるのが画家、複製使用料で生計を立てるのがイラストレーターですが、厳密な区別は困難です。

総務省の日本標準職業分類では、大項目B「専門的・技術的職業従事者」＞中項目22番「美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者」＞小項目分類コードF222「画家、書家」の具体的な事例としてイラストレーターが列挙されています。公式な分類ではイラストレーターは画家の仲間になっています。しかし、画家は、一品制作の作品を創る者、イラストレーターは他からの注文に応じて大量に複製される絵画・図表を創る者、というのが世間的な理解でしょう。これは、イラストレーションが文章表現を絵や図表で補完するという補助的役割に起源を持っているからだと思われます。

大まかには、制作した絵画を「作品」として発表・販売することで生計を立てるのが画家、複製される「図版」の原画（原稿）として提供し、使用料（有用料）の形で収入を得るのがイラストレーター。「分類できます。もちろん、イラストレーターの中にも一品制作を主体とする人はいるし、受注仕事を離れてそうした作品を創る時もあります。画家の中にも挿絵や挿し絵の仕事を受注する人がいて、今日では両者を完全に切り分けるのは困難になっています。

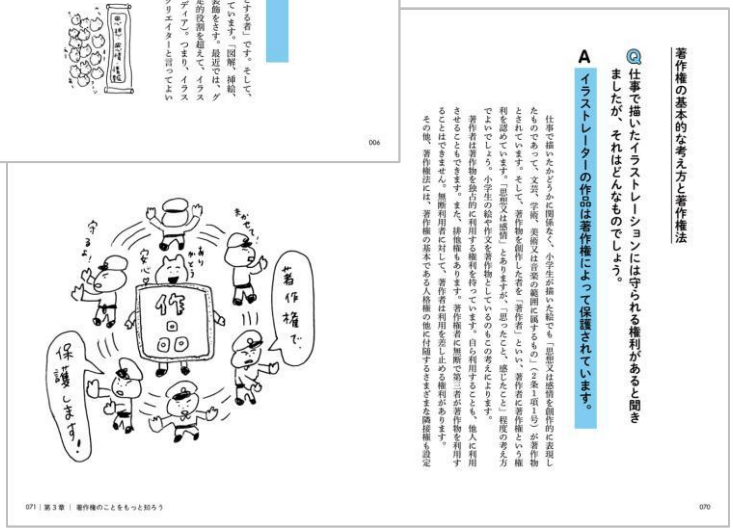

著作権の基本的な考え方と著作権法

Q 仕事で描いたイラストレーションには守られる権利があると聞きましたが、それはどんなものでしょう。

A イラストレーターの作品は著作権によって保護されています。

仕事で描いたかどうかに関係なく、小学生が描いた絵でも「思想又は感情を創作的に表現したもの」であって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの（第2条1項1号）が著作物とされています。そして、著作物を創作した者を「著作者」といい、著作者に作権という権利を認めています。「思想又は感情」とありますが、「思ったこと、感じたこと」程度の考え方でよいでしょう。小学生の絵や作文も著作物としてのものもこの考えによります。

著作者は著作物を独占的に利用する権利を持っています。自ら利用することも、他人に利用させることもできます。また、排他権もあります。著作権者に無断で第三者が著作物を利用することはできません。無断利用者に対して、著作者は利用を差し止める権利があります。

その他、著作権法には、著作権の基本である人格権の他に付随するさまざまな隣接権を設定

発売日:2018年8月29日頃
A5／224頁
本体2,000円＋税

仕事の売り込みから受注時の確認、
イラストの使用条件、納品、ギャランティ、
著作権に関するあれこれ、納税まで。
知らないとソンをする!
イラスト仕事の知識と情報！

G 玄光社 〒102-8716 千代田区飯田橋4-1-5 E-mail：sales@genkosha.co.jp
TEL：03-3263-3515 FAX：03 - 3263 - 3045

書店様番線印	※追加注文用【返条付き 注文扱い】 書籍 扱い	ご注文数
ご担当 様	**Q＆Aでわかる！ イラストレーターのビジネス知識**	
	定価：本体2,000円＋税 ISBN：978-4-7683-1103-5	